



賃金未払いによる違法状態であったと認める

申6号・新潟運輸区B1246行路の酒田場面における労働時間不足に関する申し入れ団体交渉



今回の事象に対する受け止めを質すと支社側は、時間は正しく設定しなくてはならず、時間不足は駄目であるとした上で、信頼関係にも関わることであり、重く受け止めると回答しました。

「故意ではないが改ざんがあった」と認める
原因を質すと支社側は、ダイヤ改正の準備で担当者などが付加すべき時間を失念していたためであったことを認めました。

賃金未払いが生じていたことを認める
支社側は、調査を行った結果、労働時間の不足が判明したとして、ダイヤ改正以降、労働時間不足により賃金未払いが生じていたことを認めました。

対象社員には順次説明を行っているとする支社側に対し、現場では「たったの〇〇円だ」といった説明がされ謝罪もない実態を指摘すると、しつかり説明を行うのがあるべき姿との考えを示しました。社員説明について支社側は、当該社員に説明する

説明は当該社員にのみ行う考えを示す
ダイヤ改正から今日まで当該行路に勤務した社員に対して、労働時間の不足分を賃金精算するよう求め、賃金の精算については既に実施したとの回答を受けました。

その上で、支社が間違えた行路を現場に示したことが原因であり、現場を責めたくはないとしました。また現場レベルでも対策を行っていくとする一方でまだ成案ではないため、組合側にも後日示すつもりです。

組合側は、会社の認識が弱ければ、今後の対策も弱いものになると指摘した上で、今後の具体的な対策を質しました。支社側は、読み合わせだけでなく、手・体を動かしてチェックするなど、何かストップになることを行っていくとしました。

対象社員には順次説明を行っているとする支社側に対し、現場では「たったの〇〇円だ」といった説明がされ謝罪もない実態を指摘すると、しつかり説明を行うのがあるべき姿との考えを示しました。社員説明について支社側は、当該社員に説明する